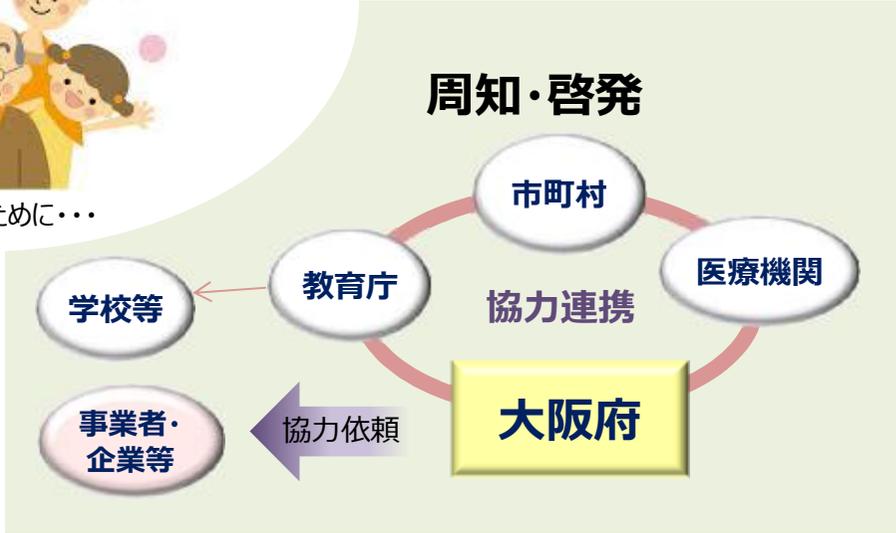


大阪府における風しん排除に向けた取組みイメージ（素案）



CRSをなくすために...

【参考】風しん排除の定義について（WHO）

世界保健機関世界ワクチン行動計画 2011–2020

出典：厚生労働省：第1回麻しん・風しんに関する小委員会
（平成29年10月19日開催）資料より抜粋

2020年までに麻しん及び風しん排除を少なくとも5つのWHO地域で達成する。

【出典】WHO. WHO Global Vaccine Action Plan 2011-2020. 2012年5月.

風しん排除の定義

- 「Endemic rubella virus transmission（風しんウイルスの土着性の感染伝播）」が、ある地域や国で12か月以上認められないこと、及び
- 質の高い動向調査の仕組みの存在下で「風しんウイルスの土着性の感染伝播」によるCRS（先天性風しん症候群）の事例が認められないこと

※「風しんウイルスの土着性の感染伝播」：地域や国で、国内又は海外由来関わらず、ある風しんウイルス株が12か月以上持続的に感染伝播している状態。

（※「土着株」には定義はなく、「土着性の感染伝播」をおこなっているウイルス株が便宜上「土着株」と表現されている）

※「Endemic rubella case（土着性の感染伝播による風しん事例）」：確定診断された風しん事例で、「土着性の感染伝播」に由来しているもの。

※「土着性の感染伝播」が断ち切られた後でも、タイムラグのため9か月程度はCRSに罹患した児は産まれうる。また、CRSに罹患した児は、出生後12か月程度はウイルスを排出するので、CRS事例からの持続的な感染伝播がないことの証明が必要である。

【出典】WHO. Framework for verifying elimination of measles and rubella. 2013年3月.

風しん排除の認定要件

- 「土着性の感染伝播による風しんの事例」が最後に認められた後、36か月以上、「土着性の感染伝播」がないことを証明。
- 国内事例・輸入事例の発見に十分な感度と特異度を持つ質の高い動向調査の仕組みの存在。
- 「土着性の感染伝播」が断ち切られたことを示す遺伝子型上の根拠の存在。

※WHOのregionalレベルでは1.と2.に加え、3.を満たすことが排除認定基準に必要である

【出典】WHO. Framework for verifying elimination of measles and rubella. 2013年3月.

風しん排除認定に向けた取組み

【サーベイランス】

参考：厚生労働省：第1回麻しん・風しんに関する小委員会（平成29年10月19日開催）資料より作成

	風しん（改正前）	麻しん
積極的疫学調査	集団発生時に実施【指針】	1例発生したら実施【指針】
サーベイランス	○届出【法12① ii、則4④】 ・5類感染症 全数把握疾患 ・7日以内に報告【則4④】 ・患者の年齢、性別等【則4⑥】	○届出【法12① i、則4③】 ・5類感染症 全数把握疾患 ・直ちに報告（麻しん：平成27年5月21日から） ・患者の氏名、年齢、性別、職業、住所等【則4①】
	○遺伝子検査【指針】 ・可能な限り実施	○遺伝子検査【指針】 ・原則として全例実施



平成30年1月1日～
省令、特定感染症予防指針を改正し、
麻しんと同様の積極的疫学調査、
サーベイランスを実施することとなった

風しん排除に向けた取組み

【予防接種】

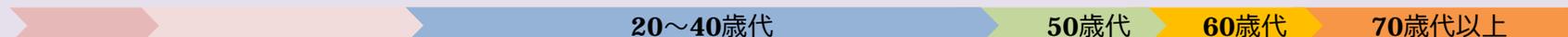
定期的予防接種（目標：接種率95%以上）



予防接種率を
向上させるために・・・

府・市町村等と連携し、
接種勧奨を行う

任意の予防接種



【先天性風しん症候群対策事業】
5か年計画（H26～H30年度）



抗体価の低い世代に
対する予防接種

事業者団体等に協力
依頼し啓発に努める